

すへず、おまわりには、かうの物を三切置なり、なすびのかうの物なり、みそ鹽一さいにもり合て置なり、○中略

一湯漬ども、かくの如く汁の物參候得者湯をまいらせられ候はではかなわぬ也、汁のなき湯漬には、湯をば出すべからず、かうの物は粥にも、飯にも、湯漬にも、かならずくまいるべきなり、けづり物も飯と湯漬には參候也、

〔躰方明記^四〕一湯漬の時は、先湯を請申時、箸にて卒度食を出し、くつろげて湯を七分程に請て能也、扱食を喰候て、左の手先のかうの物を喰なり、さて又食を給候て、中の合ませを喰べし、そののちは可任心なり、○中略

一湯漬の時は、汁を吸事不可有候、總別汁のみをも細々喰事は無之候、年寄などは四五度迄はくるしからぬなり、

一同湯漬の時、總別箸のよごれぬ仕立可然なり、若あり其手を不付ものなり、

一總別本式時は、湯漬より外有間敷事なり、常の食は略儀なり、

〔女中通之書〕書女中通之事

一ゆづけの七五三、五々三まいる事、左手をつきはしにてめしをくつろげて、そのうへに湯をうけまいるべし、汁のこばかり少まいりて、汁は吸給はぬものなり、さいはどれよりもかうの物をはじめにまいるものなり、これ御湯の七五三にさだまり申法也、されども湯づけよりまへに、香の物まいるべからず、つねは御湯の七五三、五々三なれども、しうげんの時は御はんを湯づけにせずして、御いわるの大はんとて、御めしかさたかにもり申也、此時は御すはり給ふまでなり、然どもかいそへかさへわけあげ候は、まいるもくるしからず、七五三、五々三のさい高もりにいだし申時は、何にてもまいるべき物なきゆへ、手鹽のかうのものばかりにて、御はしをおさめた